# 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条第二号の海域を定める政令 （平成二十六年政令第三百二号）

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める海域は、次の表のとおりとする。

# 附　則

この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。